

鳥取市景観計画に関する鳥取市都市計画審議会の意見への回答(案)

(平成24年2月17日 第97回鳥取市都市計画審議会)

1. 景観形成に関する方針では公共サインの定義を「公共機関等が設置する標示板の総称」としているが、屋外広告物に関する事項では「公共的団体が設置する屋外広告物」としているなど、規制・誘導の対象が不明確なものがある。

鳥取市屋外広告物条例における「公共団体」とは「国、地方公共団体」を言い、また「公共的団体」とは「公共団体を除く農業協同組合その他の公共的団体」を言います。その「公共団体」と「公共的団体」とを併せた団体を「公共団体等」と言うものです。

「鳥取市景観計画」における公共サインの追記部分では、すべて「公共団体等」で統一表記します。

2. 景観重点区域の拡大や新たに指定する際の方針を示す必要がある。

本市における自然景観・地域景観は多種多様であり、市が景観重点区域の区域拡大や新規指定について方針等により範囲を限定するのではなく、地域からの要望として随時受け付け、その都度景観形成審議会に諮っていきたいと考えています。

3. 中高層マンション等、景観への影響が大きい建物の基準や制限について検討する必要がある。

現在のところ、景観の観点からの建物の高さ規制は行っておりません。建物の高さ規制の必要性につきましては、都市計画制度に基づく規制の中で検討していきたいと考えます。

4. <方針-5>市民との協働による景観まちづくりをさらに進めるため、例えば、公共サインの地域住民との協働による維持・管理などの方策を盛り込む必要がある。

地域住民の方からの申し出により、公共サインの維持管理や設置場所の清掃等にご協力いただける部分については、地元との協議のもとに行っていきたいと考えています。

その他の屋外広告物に関しては、市民との協働による景観まちづくりを図るため、鳥取市屋外広告物条例において、屋外広告物住民協定の制度を盛り込んでいきます。

平成24年2月17日

鳥取市景観形成審議会

会 長 芦澤 喜武 様

鳥取市都市計画審議会

会 長 福山 敬

鳥取市景観計画の変更についての意見

景観法第9条第8項において準用する同法同条第2項の規定により審議した鳥取市景観計画の変更についての意見は、別紙のとおりです。

鳥取市景観計画に関する鳥取市都市計画審議会の意見

(平成24年2月17日 第97回鳥取市都市計画審議会)

1. 景観形成に関する方針では公共サインの定義を「公共機関等が設置する標示板の総称」としているが、屋外広告物に関する事項では「公共的団体が設置する屋外広告物」としているなど、規制・誘導の対象が不明確なものがある。
2. 景観重点区域の拡大や新たに指定する際の方針を示す必要がある。
3. 中高層マンション等、景観への影響が大きい建物の基準や制限について検討する必要がある。
4. <方針-5>市民との協働による景観まちづくりをさらに進めるため、例えば、公共サインの地域住民との協働による維持・管理などの方策を盛り込む必要がある。

《参考意見》

「公共サインガイドライン」について

- ・災害時の避難誘導のためのサインの表示内容、位置及び管理の考え方を追加が望ましい。
- ・イベント時などの短期標示物についても一定の配慮を求める規定を設けることが望ましい。
- ・運用に当たっては、道路管理者などの関係機関と十分な協議・調整に努めていただきたい。
- ・鳥取らしさ、鳥取ならではのデザインに取り入れることが出来ないか検討いただきたい。

「屋外広告物の規制・誘導」について

- ・屋外広告物を適切に規制・誘導するため、「誰が」、「どこで」、「どのような表示」をする場合に「どのような制限」があり、「どこが審査するか」などを明確にしていきたい。
- ・公共的団体が設置する屋外広告物を公共サインガイドラインに即したデザインに誘導するための、手順、スケジュールなど実効性を担保する規定を検討いただきたい。